

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
The Japan Containers and Packaging Recycling Association

# 年次レポート 2024

令和5年度 実績報告





- 1 ごあいさつ  
「年次レポート2024」  
発行にあたって
- 2 協会のご案内
  - 3 ガバナンス体制について
- 5 容器包装リサイクル法について  
容器包装リサイクルの成果
- 7 リサイクルの流れ  
容器包装リサイクルとSDGs
- 9 令和5年度の再商品化事業
  - 9 総括的概要  
代表理事専務 西山 純生
- 11 素材別の再商品化実施状況
- 13 TOPICS
- 15 数字で見る2023 Highlight  
令和5年度の再商品化実績
- 17 令和5年度 再商品化実績データ
  - 17 引取量
  - 18 販売量
  - 19 再商品化実施委託関連
  - 21 再商品化事業関連

### 「年次レポート2024」発行にあたって

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(容リ協)は、その事業活動について皆さまにご理解いただくために、「年次レポート2024」を発行しました。再商品化事業の進展につながることを目指し、実績データや再商品化事業への取り組みなどを、よりわかりやすく情報発信すべく努めております。

#### 対象期間

令和5年度(令和5年4月1日～6年3月31日)。  
一部対象期間前後の活動についても報告しています。

#### 発行日

令和6年8月(次回の発行は令和7年8月を予定)

#### 本レポートに関するお問合せ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
企画広報部  
Tel. 03-5532-8610  
Fax. 03-5532-9698  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1  
郵政福祉琴平ビル2階

平素より当協会事業に多大なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。当協会は設立から28年目を迎えます。この間、容器包装リサイクル法(容リ法)に基づき、国策として容器包装のリサイクル事業を遂行してまいりました。そして2023年度からは、容器包装廃棄物に加えて、新たにプラスチック使用製品廃棄物のリサイクルを開始いたしました。

近年、気候変動や生物多様性の損失をはじめ地球環境の限界(プラネタリーバウンダリー)が指摘され、それが環境問題の枠にとどまらず経済・社会に関しても、大きな問題として認識されております。

そして、SDGsの達成や持続可能な経済社会システムの実現に向けて、GXの促進、脱炭素化、再生可能エネルギーの最大活用、ESG金融の推進、プラスチック資源循環の促進などさまざまな取り組みが国内外で鋭意行われております。

容器包装廃棄物のリサイクルは、もとより廃棄物の適正処理のみならず資源の有効利用の確保を目的としたものであります。

2023年度から容器包装に加え、プラスチック使用製品に関わるリサイクルを開始したことによって、当協会に対しては、資源循環の促進そして循環経済の実現に、より一層貢献することが期待されているものと認識しており、それに応えていかなければならないと思っております。

容器包装およびプラスチック使用製品廃棄物のリサイクルを適正、着実に実施し、さらに付加価値のある持続的事业としていくためには、消費者、市町村、特定事業者、再商品化事業者をはじめ社会全体のご支援が必要です。

経済界における動静脈産業の連携が必要であることはもちろん、社会全体においてさまざまな主体が連携・協働していくことが重要であると考えております。そして、当協会が容器包装等のリサイクルを着実に遂行しつつ、資源循環の促進に向けた連携・協働の一端を担い、微力ながら国民生活・経済の健全な発展に寄与できれば誠に幸甚に存じます。

令和6年8月

金子 真吾

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
代表理事理事長





## 目的

当協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容リ法）に基づく指定法人として同法及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）に基づく事業を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保並びにプラスチックに係る資源循環の促進等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

## 事業活動

### 再商品化の実施

- 特定事業者及び市町村からの再商品化業務の受託
- 市町村からの分別基準適合物及び分別収集物の引取り
- 再商品化事業者への再商品化業務の委託

### 再商品化に関する普及・啓発、情報の収集及び提供

- 関係者への各種説明会の実施
- ホームページによる情報提供
- 会報の発行
- パンフレット等の製作
- 展示会への出展
- 講演会への協力など



ホームページ



容リ協ニュース

### 内外関係機関等との交流及び協力

- 国内関係機関との交流
- 海外の関係機関との情報交換

## 沿革

- **平成7(1995)年6月16日**  
容器包装リサイクル法公布
- **平成8(1996)年9月25日**  
主務4省(厚生、通商産業、大蔵、農林水産。現在は5省：環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)から財団法人設立許可を取得  
**10月31日**  
主務4省(同上)から指定法人としての指定を受ける
- **平成9(1997)年4月1日**  
容リ法本格施行に伴い、大規模事業者を対象として、ガラスびん、PETボトルの再商品化事業を開始
- **平成12(2000)年4月1日**  
容リ法完全施行に伴い、全事業者(小規模事業者を除く)を対象として、ガラスびん、PETボトルに加え、紙・プラスチック製容器包装の再商品化事業を開始
- **平成19(2007)年4月1日**  
法施行後10年の見直しが行われ、改正容リ法本格施行
- **平成22(2010)年4月1日**  
公益財団法人として新たにスタート
- **令和4(2022)年4月1日**  
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行
- **令和5(2023)年4月1日**  
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく容器包装プラと製品プラの一括再商品化開始

## 容器包装リサイクルとSDGs

2030年をゴールとするSDGsの目標達成のために、「行動の10年(Decade of Action)」がスタートしています。当協会の事業活動やご協力いただいている皆さまとの協業により、下記目標の達成に貢献しているものと考えています。



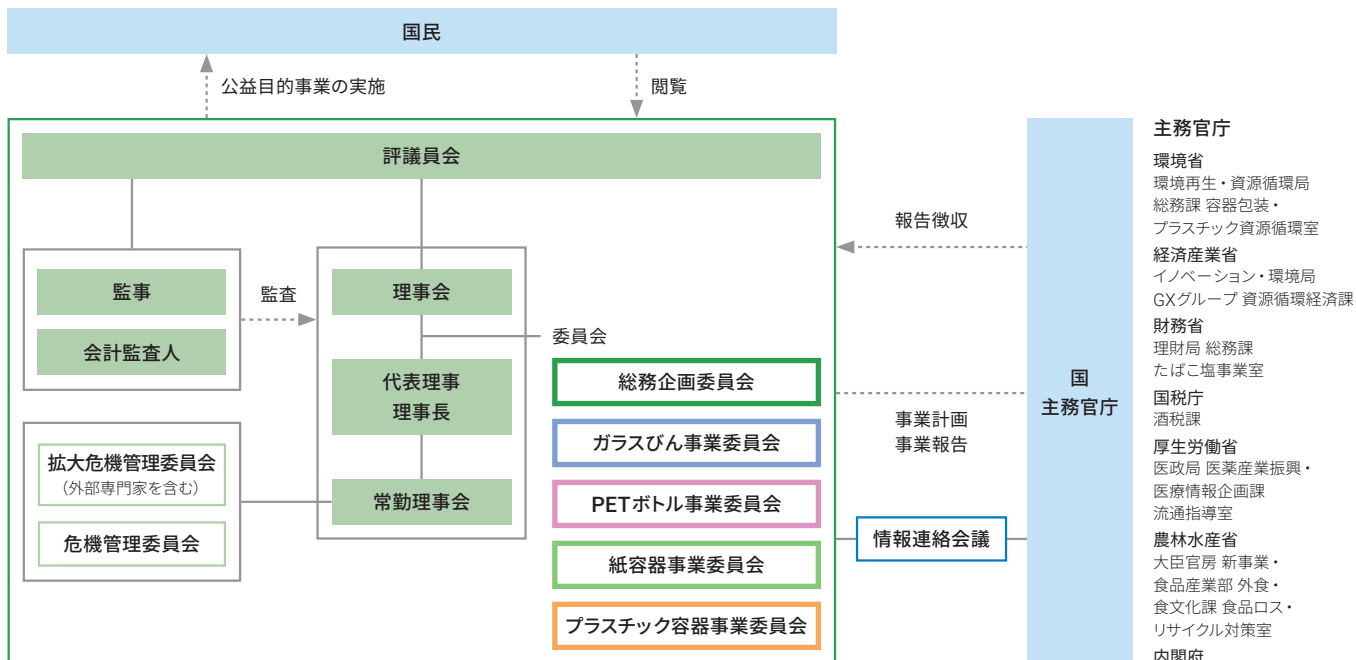
「行動の10年」(Decade of Action)は、貧困やジェンダーから気候変動、不平等など世界の最重要課題のすべてについて、持続可能な解決策を加速度的に講じることを求めています。



詳しくはP7-8をご覧ください

# ガバナンス体制について

## ● 体制図



※ 常勤理事会は理事長を除く業務執行理事(常勤理事)で構成され、常勤理事間の意思統一、情報共有等を行います。

## ● 評議員

評議員は50名。各業種団体、経済団体、大学教授、NPO法人等から選出されます(無報酬)。

## ● 理事

理事は20名。業務執行理事は8名。それ以外の理事は12名となり、各業種団体、経済団体等から選出されます(無報酬)。

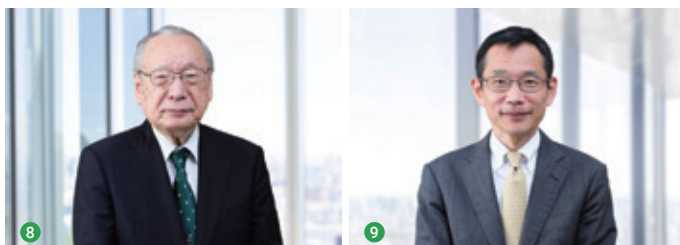


業務執行理事	氏名
① 代表理事専務	西山 純生
② 代表理事常務	栗原 博
③ 事務局長兼総務部長	高松 和夫
④ 企画広報部長	長塚 真行
⑤ ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長	雨宮 敏幸
⑥ PETボトル事業部長	吉田 雅治
⑦ プラスチック容器事業部長	前川 恵士

理事・監事・評議員の名簿はこちらに公開しています  
[https://www.jcpra.or.jp/container/about/basic/tabid/581/index.php#link\\_target06](https://www.jcpra.or.jp/container/about/basic/tabid/581/index.php#link_target06)



## ● 監事



氏名	所属団体名等	左記所属団体等での役職
⑧ 志村 晃司	志村公認会計士事務所	公認会計士
⑨ 古田 茂	本間合同法律事務所	弁護士

## ● 各会の概要

### 法令上の機関

評議員会	定時評議員会(6月)、臨時評議員会(12月)	理事、監事、会計監査人、評議員の選任・解任、事業計画、収支計画の承認等
理事会	定時理事会(6月・12月)、臨時理事会(10月)	業務執行決定、理事職務執行監督、代表理事・業務執行理事選任・解任、評議員会への提案事項の審議、決定、再商品化委託単価決定等
監事	年2回(5月・11月)会議。必要に応じ各会合に参加	業務執行状況、財政状況、計算書類・重要な取引等の監査

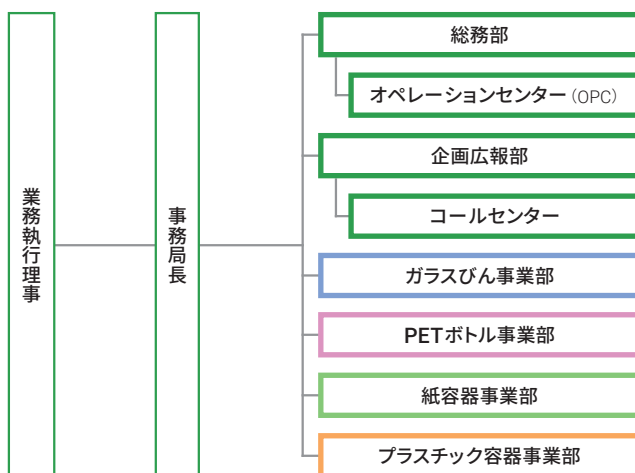
### 業務執行上の機関

委員会*	年2回程度開催	理事会・評議員会に上程する諸事項についての審議、成案とりまとめ
危機管理委員会	年4回(四半期に1回)開催	危機管理体制の構築、危機管理に関する情報収集分析および情報共有等必要に応じ、外部専門家を交えた拡大危機管理委員会を実施

\* 総務企画委員会、ガラスびん事業委員会、PETボトル事業委員会、紙容器事業委員会、プラスチック容器事業委員会

情報連絡会議	年4回(4月、9月、11月、2月)程度開催	主務官庁等との定期的な報告および情報交換等
--------	-----------------------	-----------------------

## ● 業務執行体制



### 内部統制

当協会は、評議員会および理事会で決議された諸規程等に基づき、常勤理事による事務局に対する内部監査等を通じたコンプライアンス体制の維持強化、危機管理委員会の定期開催による課題抽出と改善を実施し、定期的に理事会、監事に報告しております。こうした対応とともに組織運営および業務執行の適正を確保し、内部統制の整備・強化を図っております。

当協会に常勤する役職員はすべて民間の企業・団体出身者

## 不適正行為対応

当協会では、容り法に基づく再商品化業務の適正化を図るため、再生処理事業者、運搬事業者、再商品化製品利用事業者などの不適正行為、特定事業者の委託契約の未締結や委託料金未納といった不適正行為などに関

する情報の通報を広く受け付ける専用窓口を設置しております。窓口に関しては、通報者の個人情報および通報内容の取扱いに十分に配慮するとともに厳重に管理しております。



通報窓口

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会「不適正行為等に関する通報受付係」

郵送 ▶ 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階

TEL ▶ 03-5532-8694 受付時間 9:30～12:00、13:00～17:30(但し、土日祝日、9月25日を除く)

メールアドレス ▶ report@jcpra.or.jp

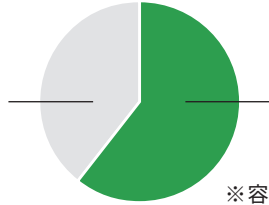


# 容器包装リサイクル法について

## 容り法制定の背景

### ● 家庭ごみの割合

容器包装以外  
39.4%



60.6%※が  
容器包装

※容積比  
平成7(1995)年度・厚生省調べ

容り法の制定当時、①一般廃棄物の埋立地(最終処分場)は7~9年で溢れてしまう状況、②家庭ごみのうち容器包装が約60%(容積比)と高い割合を占めていたといった背景があり、平成7(1995)年に容り法が制定されました。

## 対象となる「容器」「包装」

### ● 再商品化義務の対象となる「容器」「包装」

ガラスびん



無色、茶色、その他の色の  
ガラスびん

PETボトル



食料品(特定調味料※1、  
乳飲料等※2)、清涼飲料、酒類用

紙製容器包装



段ボール、紙パックを除く

プラスチック製  
容器包装



PETボトルを除く

※1 しょうゆ、しょうゆ加工品(めんつゆ等)、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイル)  
※2 ドリンクタイプのはっ酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料

容り法で特定事業者に再商品化の義務を課しているのは上記の4品目になります。

容り法の制定当時、**容器**：商品を入れるもの(袋も含む)、**包装**：商品を包むもののうち、スチール缶・アルミ缶、紙パック、段ボールの4品目は市場価値が高く、すでに再商品化ルートが確立されていたため再商品化義務の対象に含まないことになりました。

## 「識別マーク」の表示

PETボトル

紙製容器包装

プラスチック製  
容器包装

飲料用スチール缶

飲料用アルミ缶



PET



容り法対象／再商品化義務

食料品(しょうゆ、乳飲料等、飲料用紙(アルミ不使用のもの)「PETボトル」に含まれるものを  
その他調味料)、清涼飲料、酒類 とダンボール製のものを除く 除く

識別マークの目的は、消費者がごみを出すときの分別を容易にし、市町村の分別収集を促進することにあります。改正前の「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に基づいて、飲料用のスチール缶やアルミ缶と食料品・清涼飲料・酒類のPETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装には、識別マークを付ける義務があります。

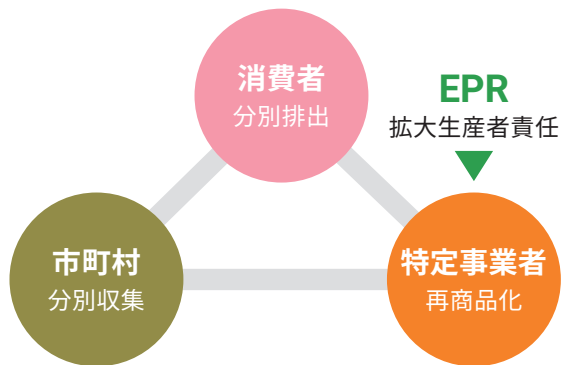
④ 識別表示ルールの詳細については、経済産業省ホームページ「資源有効利用促進法」をご覧ください  
[https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/02/index06.html](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index06.html)



容器包装リサイクル法(容リ法)は、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化により、一般廃棄物の減量化と再生資源の十分な利用を図ることを目的として、平成7(1995)年に制定されました。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(容リ協)は、容リ法に基づく指定法人として特定事業者等からの委託を受け再商品化事業を適正かつ確実に実施していくことを使命としています。

## 「EPR」の仕組み

### ● 容リ法が定めた役割分担



EPRとは、拡大生産者責任のこと。製品ライフサイクルにおける商品使用後段階にまで生産者に廃棄物処理の責任が拡大されます。容リ法の役割分担は左図のとおりですが、特定事業者が個別にごみを引き取ってリサイクルを行うことは現実的に困難です。そこで、特定事業者は当協会に「再商品化」の「委託料」を支払うことでリサイクルの義務を果たし、消費者は分別排出、市町村は分別収集とそれぞれが役割を果たす仕組みになっています。

リサイクルの流れはP7-8で詳しく解説しています

### ▶ 再商品化義務を負う特定事業者

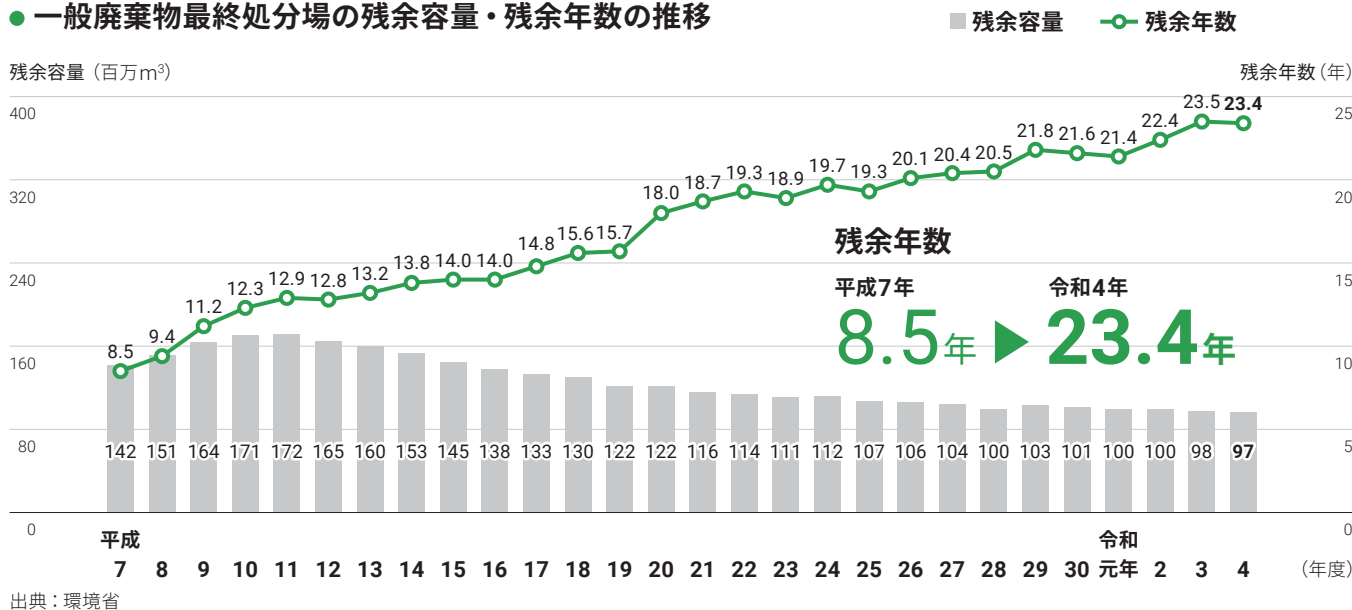
特定容器利用事業者	販売する商品に特定容器を用いる事業者または、特定容器の付いた商品を輸入する事業者
特定包装利用事業者	販売する商品に特定包装を用いる事業者または、特定包装の付いた商品を輸入する事業者
特定容器製造等事業者	特定容器を製造する事業者または、特定容器を輸入する事業者

### ▶ 以下の条件を満たす小規模事業者は適用を除外

業種分類	条件
製造業等	年間売上高2億4千万円以下 かつ 従業員数20名以下
商業、サービス業	年間売上高7千万円以下 かつ 従業員数5名以下

## 容器包装リサイクルの成果

### ● 一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数の推移



### ● 2022年度実績 リサイクル率・回収率

**ガラスびん** リサイクル率 **72.0%**  
**PETボトル** リサイクル率 **86.9%**  
**紙製容器包装** 回収率 **22.9%**  
**プラスチック製容器包装** リサイクル率 **65.0%** (45.9%)\*

出典：3R推進団体連絡会

\* 2021年度より算定方式を見直し(カッコ内は従来の算定方式)

詳細は3R推進団体連絡会のホームページをご確認ください

<https://www.3r-suishin.jp/?p=1030>







# リサイクルの流れ

# 皆さまのご協力に

## 公益財団法人 日本容器包装リサイクル

再商品化(リサイクル)の受託  
委託料(リサイクル費用)の受取り

分別基準適合物等の引取り  
リサイクル費用の受取り(市町村負担分)<sup>\*1</sup>

委託  
特定事業者

消費者

引渡し  
市町村



再商品化(リサイクル)  
義務の履行

分別排出  
簡単な水洗い等の後、排出

分別収集  
収集・分別等を行い  
「分別基準」に適合させる

きちんと委託料を支払う!

分別ルールを守る!

圧縮・梱包して保管



当協会は、特定事業者から委託を受けて再商品化(リサイクル)を実施します。特定事業者は、委託料を協会に支払うことにより再商品化したものとみなされます。

消費者には、市町村が定める分別排出のルールに従って容器包装ごみを排出することが求められています。正しい分別をすることで、再商品化(リサイクル)しやすく、資源として有効に使えるようになります。ほんの少しの注意を払うことがリサイクルの第一歩です。

市町村は収集・異物の除去などを行い、指定保管施設に保管した容器包装廃棄物(分別基準適合物)及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラ新法)に基づく分別収集物<sup>\*2</sup>を、当協会に引渡します。

<sup>\*1</sup> 再商品化義務の適用が除外されている小規模事業者の排出分及びプラ新法に基づく再商品化費用は、市町村が負担します

<sup>\*2</sup> 分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集したものを指します(プラスチック製容器包装廃棄物を含む)

④ 分別収集物について詳しくはこちらをご覧ください  
<https://www.jcpa.or.jp/words/tabid/625/wordid/267/firstwordid/6/index.php>



④ 分別の対象となる「容器」「包装」はこちらでご覧頂けます  
[https://www.jcpa.or.jp/law\\_data/tabid/988/index.php#Tab646](https://www.jcpa.or.jp/law_data/tabid/988/index.php#Tab646)



### 容器包装リサイクルとSDGs

2030年を期限とするSDGsの目標。2020年1月には、その達成のために「行動の10年 容器包装リサイクルとSDGsについて、当協会の事業活動や資源循環型社会の実現に

4 質の高い教育をみんなに

消費者と生産者と未来を担う子どもたちに向けた環境情報の提供



8 働きがいも経済成長も

イノベーションと多様な働き方で生産性向上と働きがい支援



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

効率化と再資源化技術の向上でレジリエントなインフラを構築



11 住み続けられるまちづくりを

最終処分場問題の解決と環境負荷低減で誰もが住み良いまちづくりに貢献





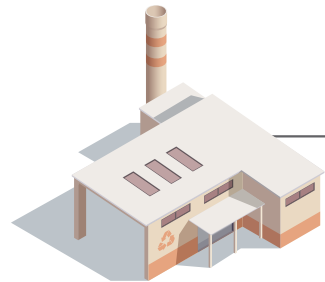
# よってリサイクルは成り立っています。

## 協会

再商品化(リサイクル)業務の委託  
分別基準適合物等に係る再商品化費用の支払い

受託

再商品化事業者



「分別基準適合物等」を  
運搬・再生処理

再生処理して再商品化!



当協会は、再商品化事業者に、指定保管施設からの分別基準適合物等の引取り及び再商品化を委託します。再商品化事業者は毎年、当協会の審査を通った事業者の中から指定保管施設ごとに一般競争入札によって選定されます。入札は、全国の保管施設を対象に一斉に行われ、契約期間は1年です。

PETボトルは年2回入札

再商品化製品

ガラスびんは…



カレット

PETボトルは…



フレーク、ペレット、  
ポリエステル原料

紙の容器や  
包装は…



古紙破砕、固形燃料など

プラスチックの  
容器や包装は…



ペレット、フラフなど

再商品化製品  
利用事業者

再商品化製品の  
利用状況

ガラスびんメーカー  
など



- びん原料
- 土木材料
- 建築材料

PETボトルメーカー、  
シートメーカー、  
繊維メーカー  
など



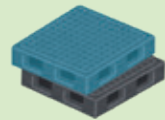
- ボトル
- シート
- 繊維
- 成形品

製紙メーカー  
など



- 製紙原料
- 固形燃料
- 材料リサイクル  
(家畜用敷料)

プラスチック  
成形メーカー、  
鉄鋼メーカー  
など



- 材料リサイクル  
(パレット、再生樹脂など)
- ケミカルリサイクル  
(コークス炉化学原料、  
ガス化、高炉還元剤)

「Decade of Action」もスタートしています。

ご協力いただいている皆さまとの協業により、下記目標の達成に貢献しているものと考えています。

12 つくる責任  
つかう責任

消費者・市町村・事業者の  
責任分担で持続可能な資源  
循環を推進

13 気候変動に  
具体的な対策を

正しい分別で焼却量削減と  
化石資源の使用抑制および  
再商品化促進

14 海の豊かさを  
守ろう

使用済みプラスチックの回  
収量増加によって海洋流出  
に歯止めを

17 パートナースhipで  
目標を達成しよう

消費者・市町村・事業者をつ  
なぐプラットフォームとし  
ての役割を發揮

# 令和5年度の取り組みを振り返って

令和5年度は、マクロ経済環境が好転した一方、人手不足や業績悪化により中小企業「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラ新法)への対応という新たな

## 社会経済動向の変動のなかでも着実に再商品化事業を遂行

令和5年度の市町村からの引取量は、過去最多を記録した令和3年度の約128万トンから、4年度は約125万トン、5年度は約119万トン<sup>\*1</sup>と2年連続で減少しました。これは、新型コロナの5類感染症移行に伴う家庭外での飲食行動の増加、食料品はじめ物価の高騰などによる買い控えといった影響が考えられます。

再商品化製品販売量は、過去最多であった令和3年度の約100万トンから4年度は約96万トン、5年度は約92万トンと前述の引取量に比例し減少となりました。他方、再商品化事業者へ支払う委託費用総額は、約476億円<sup>\*2</sup>と前年度比4.5%増加しており、運搬費、人件費、諸経費の増大がその要因と推察されます。

特に、令和5年度の名目GDPは約597兆円と過去最高値を記録した一方で、人手不足ほかによる中小企業の倒産が9年ぶりに9,000件を超える事態となりました。これは再商品化実施委託契約を

締結した特定事業者が、前年度の80,120社から79,430社へ減少したと無関係とは言えません。

そうしたなか、当協会は令和5年度から新たな一歩を踏み出しました。

容り制度創設により平成9年に再商品化事業を開始して以来、当協会が行う再商品化事業の対象は、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4種類の容器包装に限定されていましたが、令和5年度からは「プラ新法」に基づき、特定のプラスチック使用製品廃棄物(製品プラ等)の再商品化も併せて実施することとなりました。「プラ新法」に基づく市町村による製品プラ等の分別収集・再商品化について、

- ① 容り法ルートを活用した取り組み
- ② 国が認定する再商品化計画に基づく取り組み

と、2つのスキームによる運用が開始されています。再商品化委託の主体は、容器包装が特定事業者



大きな社会経済の変動のなかで着実に再商品化事業を遂行するとともに循環型社会の実現に向けて新たな一歩を踏み出すことができました。

”

西山 純生

代表理事専務

## の倒産は激増しました。このように当協会の事業を取り巻く環境が大きく変化するなか、 一步を踏み出しました。

であるのに対し製品プラ等は市町村であり、コストもそれぞれが負担します。令和5年度においては特に、その区分管理の徹底とそれに基づく適正な再商品化の遂行に努め、製品プラ等を含む「プラ新法」に基づく分別収集物の適正な再商品化の実施についての確認および指導を重点的に行いました。また、国が認定する再商品化計画については、主体は市町村にあります。当協会としてはプラスチック製容器包装分の再商品化実施委託

料が適正に支払われるべく、市町村・再生処理事業者の報告等を確認しています。

さまざまな国内外の社会経済の変動があるなかで、令和5年度においても着実に再商品化事業を遂行できたこと、そして新たに製品プラ等のリサイクルに着手したことで、少なからずSDGsの推進にも貢献することができました。関係各位のご理解と多大なるご協力、ご支援の賜物であり、心から感謝申し上げます。

### プラ新法に基づく引取量(受託量)および再商品化委託費

※ 数字については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

令和5年度 プラ容器包装	市町村からの引取量(トン)	再商品化委託費(千円)
容り法(従来ルート)プラ容器包装	621,804	41,943,276
プラ新法第32条(容リルート)プラ容器包装	29,287	
プラ新法第33条(認定計画)プラ容器包装	14,867	910,415
合計	665,958	42,853,690
<hr/>		
(参考)令和4年度 プラ容器包装 合計	682,286	41,251,772
<hr/>		
令和5年度 製品プラ	市町村からの引取(受託)量(トン)	再商品化委託費(千円)*
プラ新法第32条(容リルート)	4,719	290,688

※ 製品プラの再商品化委託費は市区町村が負担しております

## 再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みの推進

当協会のプラ容器包装分別基準適合物およびプラ分別収集物の再商品化委託事業者(令和5年度は35社)における、リチウムイオン電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルの発生件数は、令和元年度に301件と急増し、2年度285件、3年度283件、4年度285件、5年度251件と依然予断を許さない状態で推移しています。こうしたトラブルは、安定したリサイクルに極めて深刻な影響を及ぼしており、継続的にその対策に取り組んでいます。

また、容器包装リサイクル制度が導入され既に

30年弱が過ぎているものの、未だ再商品化義務の不履行特定事業者(ただ乗り事業者)が少なからず存在していることも、再商品化事業の持続可能性確保において大きな懸念点です。令和5年度においては、過年度の再商品化義務不履行の遡及分について、389社(前年度420社)から約5億3千万円(同約5億4千万円)の支払いを得ています。

これからも再商品化事業の持続可能性確保のために、リスク管理の徹底とガバナンス強化に向けて、協会をあげて取り組んでまいります。



# 素材別の再商品化実施状況

4つの素材ごとに、

## ガラスびん事業部

## 紙容器事業部



雨宮 敏幸

ガラスびん事業部長  
紙容器事業部長

**引取量の減少のなか、再商品化量の増加に寄与すべく、取り組みました。**



コロナ禍の影響やガラスびんに代わる他素材容器の台頭で、市場に流通するガラスびんの減少が続いており、市町村からの引取量にも大きな影響を与えています。ガラスびん3R促進協議会の調査では、回収しても割れてしまって選別できず資源化できないで廃棄された量が2022年でおよそ13.2万トン余りと推定されます。また色別に分別しても、回収・選別でそのほかの色に混入するケースが相当数あることが分かっています。

ガラスびんの引取量を少しでも増やし、再商品化量を増加させるためには、市町村での回収・分別品質の向上と廃棄される残渣の減少が重要になります。令和5年度も再商品化量の増加に寄与すべく、市町村、ガラスびん3R促進協議会といった関係機関・関係者と連携して品質の向上、残渣の削減に取り組んできました。

令和5年度は、17市町村を訪問。再商品化率や品質の悪い市町村には、現場確認、現状のヒアリングを実施、改善のためのアドバイス、混合収集から単独収集への変更などのお願いをするとともに、好事例市町村の事例紹介を行いました。



破碎後のガラスびんカレット

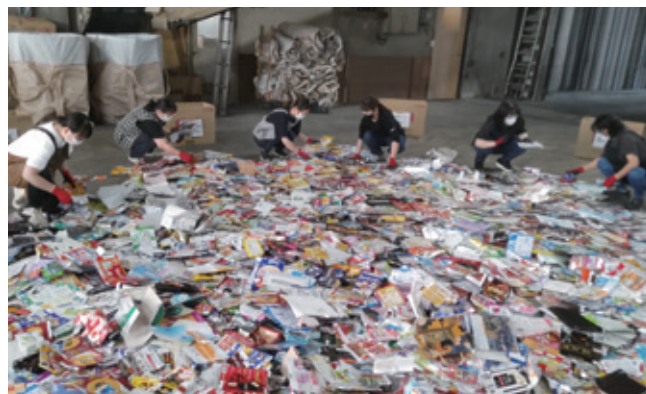
**適正で品質の高い再商品化を目指し、積極的に現地訪問を行いました。**



古紙市場は回収量の減少が続いています。そうしたなか紙製容器包装の引渡額トップであった名古屋市が、紙製容器と雑紙の一括回収に移行し、固形燃料分の申し込みだけを行うことになり、結果、紙製容器包装の令和5年度市町村からの引取量は13,898トン(前年度対比69%)、再商品化販売量は13,867トン(同69.8%)となりました。

国内古紙流通量が不足気味に推移するなか、国際紛争、円安の影響、人手・トラック不足など古紙への懸念材料は多く、紙製容器包装においても、適正で品質の高い再商品化の実施が求められています。そのような状況下、再生処理事業者については37事業者、44施設の現地検査を行い、品質の高い再商品化が適正で安全に行われているかを確認するとともに、古紙情報の入手に努めました。

市町村は、引取量の多い市町村中心に6市町村を訪問し現状をヒアリングし情報交換を行い、あわせて引き続き市民への普及啓発・広報活動をお願いしました。また関係諸団体とも連携を密にし、正確な情報収集に努めることで適切で柔軟な再商品化事業を進めました。



再生処理事業者での品質調査風景



# 再商品化事業を取り巻く状況や課題、取り組みなどをご報告します。

## PETボトル事業部



吉田 雅治  
PETボトル事業部長

取り巻く環境が大きく変化するなか、  
確実な再商品化を実施しました。

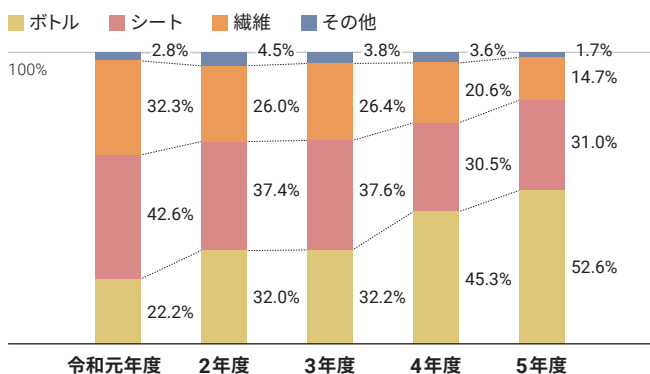
PETボトルリサイクルを取り巻く環境は大きく変化しています。ロシアのウクライナ侵攻、中東情勢の混乱などに伴う原油価格高騰と為替変動によるバージンPET樹脂価格の変動、ボトルtoボトル利用が52.6%と昨年より7.3ポイント拡大したことによる使用済みPETボトル需要の高まりなどが挙げられます。

このような状況のなか経営が悪化した再生処理事業者もあり、一部の事業者からは落札した市町村の引取契約量の返上が発生しました。返上分については、協会登録事業者の協力により引き取りが滞ることを回避できました。

再商品化実施状況としては、引取-再生処理-販売-在庫を月次で把握して確実な再商品化を実施してきました。また、再生処理事業者を訪問して法令、およびガイドラインの遵守状況ならびに稼働状況の確認・指導を行いました。

事業者間の落札量の差が拡大していること、再商品化製品によっては低迷しているものがあることなど課題もあります。取り巻く環境の変化を正確に把握して、適切な施策により資源循環を実施し、PETボトルリサイクルの推進に貢献していきます。

再商品化製品利用状況の推移



## プラスチック容器事業部



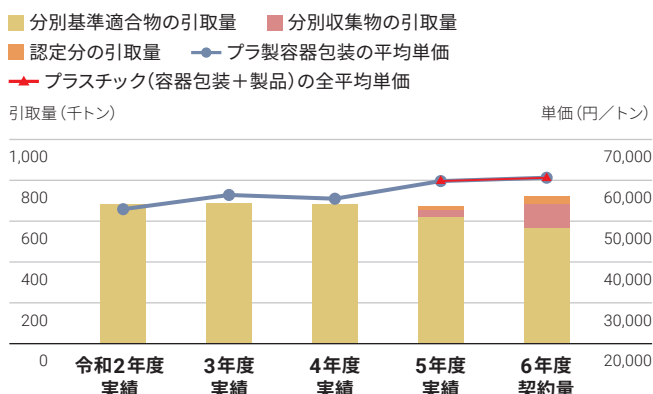
前川 恵士  
プラスチック容器事業部長

プラ新法の運用が始まり  
確実な再商品化に努めました。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラ新法)に基づくリサイクルが令和5年4月より運用開始となりました。製品プラを含む分別収集物の市町村申込数は、容リルートが35で国の認定ルート分を含めると38となります。引取量としては容リルートと認定ルート分を合計すると67万2千トンとなりましたが、前年と比べると1万トンの減少でした。これは令和5年5月のコロナ5類移行によるステイホーム時間の減少の影響と推定しています。

プラ新法では製品プラも含めて回収するため、再生製品への影響を考慮して中間処理および再生処理事業者での区分け管理をお願いしています。また、製品プラの回収によりリチウムイオン電池の混入リスクが増加するため、異物除去の徹底もお願いしています。再生処理現場での発煙・発火事故件数は251件と、昨年より若干減少していますが依然として多く発生しています。そのような状況のなかで確実な再商品化に努めました。今後とも各ステークホルダーの皆様のご協力が必要であるとともに、容リ協としても先手先手の取り組みを心がける所存です。

プラスチック(容器包装+製品)の引取量と平均単価の推移



当協会では、容器包装リサイクル事業のほかにも、市町村や事業者の皆様、消費者の

### TOPICS 1 理事会、評議員会を開催しました

令和5年6月12日に第1回定時理事会を開催し、令和4年度事業報告書(案)、収支計算書等の財務諸表(案)、定時評議員会への提案事項が承認されました。6月28日に第1回定時評議員会を開催し、第8期の理事20名の選任決議の後、令和4年度の事業、収支計算を報告しました。同日、第1回臨時理事会によりTOPPANホールディングス(株)代表取締役会長 金子真吾氏が代表理事理事長に選任されました。また12月1日に第2回定時理事会、12月11日に臨時評議員会を開催しました。



6月28日開催の定時評議員会の様子(AP虎ノ門)

### TOPICS 2 各種説明会等による普及・啓発を行いました

市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会など、各対象に適合した普及啓発活動を実施。新たにプラ新法第32条に基づく再商品化に関する市町村・一部事務組合向け説明会を6月23日と26日の2回にわたりオンラインで開催し、申し込み注意事項、引き取り品質ガイドライン、ベール品質調査(組成調査)の実施要領などの説明を行いました。



市町村でのトラブル事例などを詳しく案内

### TOPICS 3 再商品化義務の不履行特定事業者(ただ乗り事業者)問題解消に向けた啓発を行いました

ただ乗り事業者対策は、再商品化事業の継続のためには重要な課題であるため、定例会議で活動状況を共有するなど、主務官庁と連携して実施しています。

当協会として特に注力したのは、急拡大しているECマーケットへの対応で、主要プラットフォームの協力を得て、出店者への周知・啓発文書を発信していただきました。新たな活動として、特定事業者が多く来場する「JAPAN PACK2023」へ初めて出展しました。



ただ乗り事業者対策強化のため「JAPAN PACK」初出展



方々への普及・啓発、情報提供や交流・協力などに取り組んでいます。

#### TOPICS 4 各種環境イベントへ出展しました

容リ制度の認知度向上や容器包装ごみの分別行動促進を目的に、「エコプロ2023」や「こどもエコクラブ2024 全国フェスティバル」に出展しました。「エコプロ2023」では展示内容を一新し、「家庭から排出されるごみの量は?」「それはどのようにリサイクルされているのか?」といった疑問にこたえる内容を、海図をモチーフにひと目でわかるように展示しました。3日間の来場者は前年の約1.8倍となりました。



「エコプロ2023」容リ協ブースの様子

#### TOPICS 5 「容リ協ニュース」「年次レポート」による普及・啓発を行いました

会報誌「容リ協ニュース」(年3回5・11・2月発行、8,000部)は、コロナ5類移行に伴い直接取材が可能になり、現場の活動写真や参加者との対面取材を多数実施し、より生き生きとした活動をお届けしました。また「年次レポート」(8月発行、10,000部)では、令和4年度の再商品化実施状況と当協会の活動状況について報告しました。



「年次レポート2023」



「容リ協ニュース94号」では、日本財団などの海洋プラ問題への取り組みを取材

#### TOPICS 6 内外関係機関との交流を推進しました

コロナ5類移行に伴い、海外から日本の容リ制度とその運用についての説明会・意見交換会や再商品化事業者の工場視察の依頼が大幅に増加し、これらを積極的に受け入れました。大韓民国、キルギス共和国の視察団をはじめフランス共和国、フィンランド共和国、カナダなどからの訪問団への対応や国際協力機構での講演などを通じ、日本の容リ制度とその運用について説明するとともに、意見交換を通じて相互理解と交流に努めました。



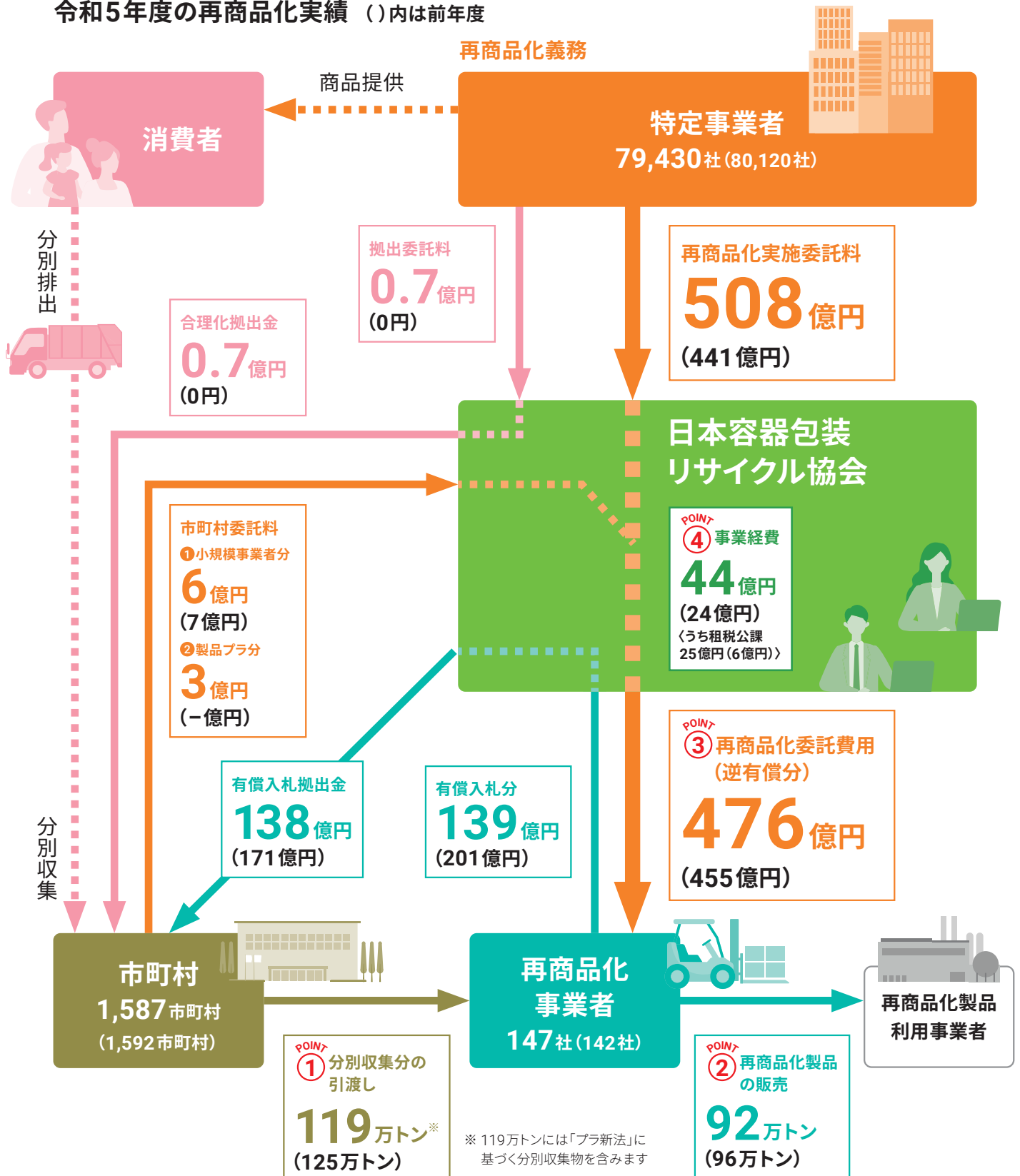
KORA(韓国循環資源流通支援センター)視察団の皆様と協会にて記念撮影

# 数字で見る 2023 Highlight

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。金額は消費税込です。

日本容器包装リサイクル協会（容リ協）の役割は、家庭ごみとして排出されるガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を対象とした再商品化を実施するための運営業務です。そのためにかかる費用は、容器包装リサイクル法（容リ法）に基づいて再商品化の義務を負っている特定事業者からお預かりした再商品化実施委託料でまかなわれています。令和5年度の協会事業を振り返り、その実績と収支をご報告します。

## 令和5年度の再商品化実績（）内は前年度





POINT

## ① 引取り実績 計 119万トン ※「プラ新法」に基づく分別収集物を含む

1,587市町村からの引取り実績は約119万トンで、平成23年度に120万トン台に達し、それ以降はほぼ横ばいから微増となりました。新型コロナ渦中にあった令和3年度に過去最多(約128万トン)となったのち、令和4年度、5年度と2年連続で減少しました。この減少については、新型コロナの5類移行や物価高騰のほか、市町村による独自処理の影響も考えられます。

### ● 4素材の引取り実績

(トン)

	令和5年度	前年度差
■ ガラスびん	314,246	-13,170
■ PETボトル	204,969	-14,707
■ 紙	13,898	-6,248
■ プラスチック	655,810	-26,476
合計	1,188,924	-60,600

POINT

## ② 販売実績 計 92万トン

再商品化事業者147社の再商品化製品販売実績は約92万トンと前年度から約4万トン減少しました。過去最多であった令和3年度の約100万トンから、4年度の約96万トンに続き2年連続の減少となっており、引取り実績に比例して減少している傾向にあります。

### ● 4素材の販売実績

(トン)

	令和5年度	前年度差
■ ガラスびん	296,827	-16,409
■ PETボトル	177,056	-34
■ 紙	13,867	-6,007
■ プラスチック	431,797	-21,309
合計	919,547	-43,759

POINT

## ③ 再商品化委託費用 約 476億円

一方で、再商品化事業者へ支払う再商品化委託費用は約476億円でした<sup>\*</sup>。それを除いた額でも前年度455億円からは18億円の大幅増で、その要因は運搬費、人件費、諸経費の増大が大きく影響しているものと考えられます。PETボトルについては、有償分収入が前年度約201億円から約139億円に減少しました。その要因は2022年上半期に高騰した原油価格の沈静化に伴うバージンPET樹脂価格の低下に連動し、PETボトルの落札価格も逆有償に振れたものと推察されます。

PETボトルの令和5年度通年の落札単価は△52,444円/トン、前年度の△87,210円/トンから大きく逆有償に振れ、有償分比率も落札数量で97.0%と前年度の98.4%から低下しました。結果、再商品化事業者からの有償入札分の支払いは約139億円(前年度約201億円)、協会から市町村への有償入札拠出金は138億円と前年度より減少しています。

<sup>\*</sup> プラ新法第33条(認定計画に基づく再商品化)対応分約9億円を含みます

POINT

## ④ 容り協の事業経費 約 44億円

再商品化事業を運営するために要した容り協の経費は、前年度の約24億円に対し約44億円と大幅に増加しました。その要因は、租税公課(消費税負担)が前年度約6億円に対し約25億円と増加したためです。

PETボトルなどの有償入札に関する再商品化事業者

からの収入は消費税を除いて市町村へ拠出し、消費税は協会が国へ納めることになっています。令和4年度PETボトル落札単価が大幅に有償に振れ、再商品化事業者からの収入が増加したため、消費税負担も大幅に増えることになりました。

# 引取量

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

引取量に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます

[https://www.jcpra.or.jp/municipality/municipality\\_data/tabid/398/index.php](https://www.jcpra.or.jp/municipality/municipality_data/tabid/398/index.php)



■ ガラスびん	31万トン
■ PETボトル	20万トン
■ 紙	1万トン
■ プラスチック	66万トン

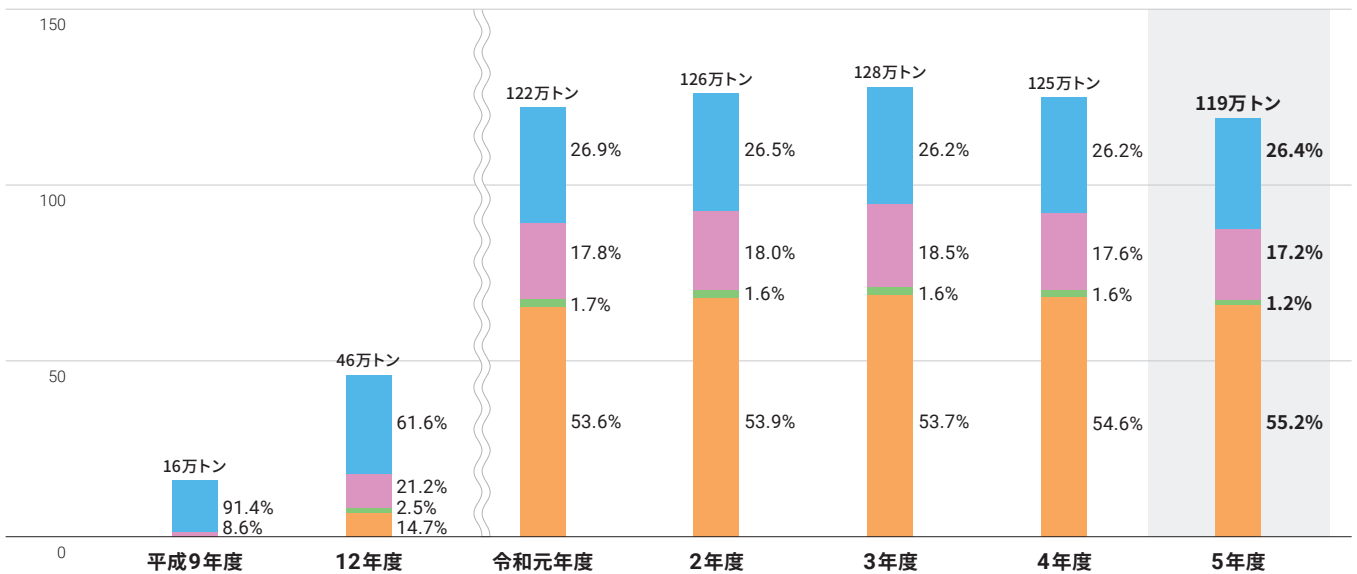
## ● 市町村からの引取量 計 119万トン

※ 引取量とは異物の除去などを行った容器包装廃棄物(分別基準適合物)の量です。119万トンには「プラ新法」に基づく分別収集物を含みます。

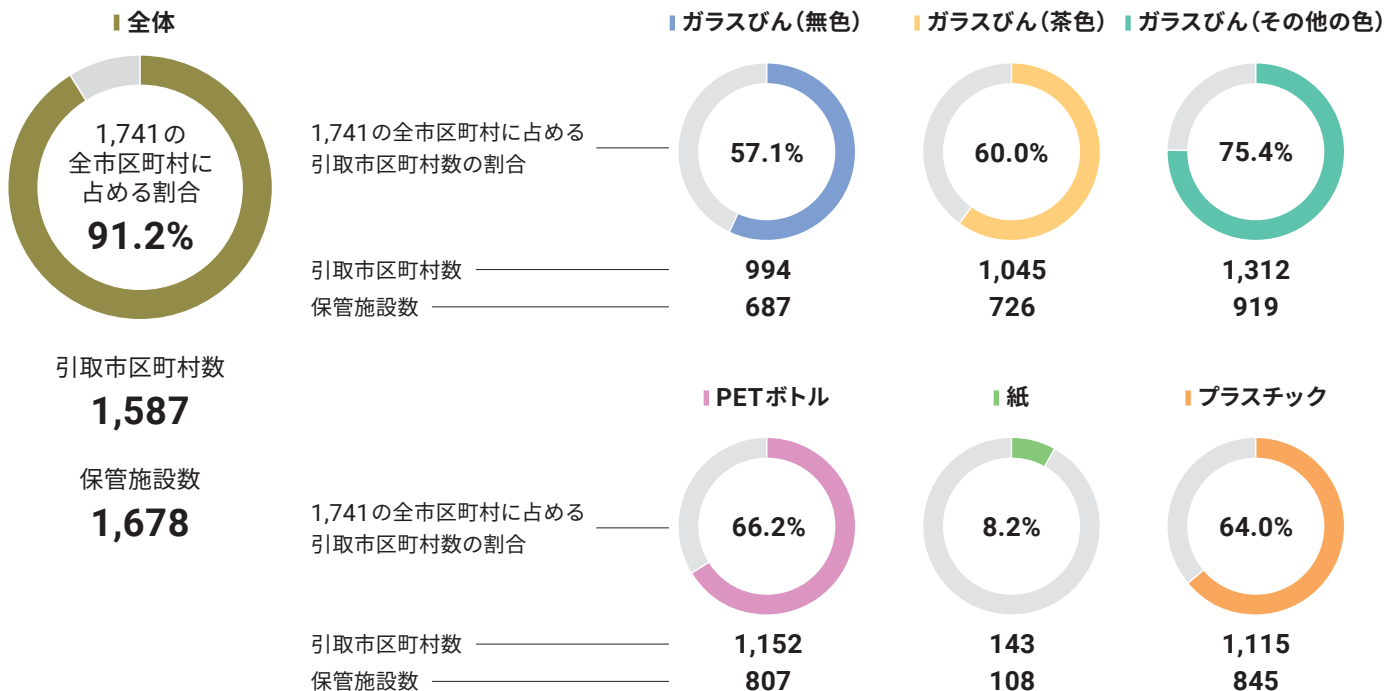
### ● 市町村からの引取量実績

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック

(万トン)



### ● 引取市区町村数／保管施設数



# 販売量

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

販売量に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます  
[https://www.jcpra.or.jp/recycle/related\\_data/tabid/487/index.php](https://www.jcpra.or.jp/recycle/related_data/tabid/487/index.php)



■ ガラスびん	30万トン
■ PETボトル	18万トン
■ 紙	1万トン
■ プラスチック	43万トン

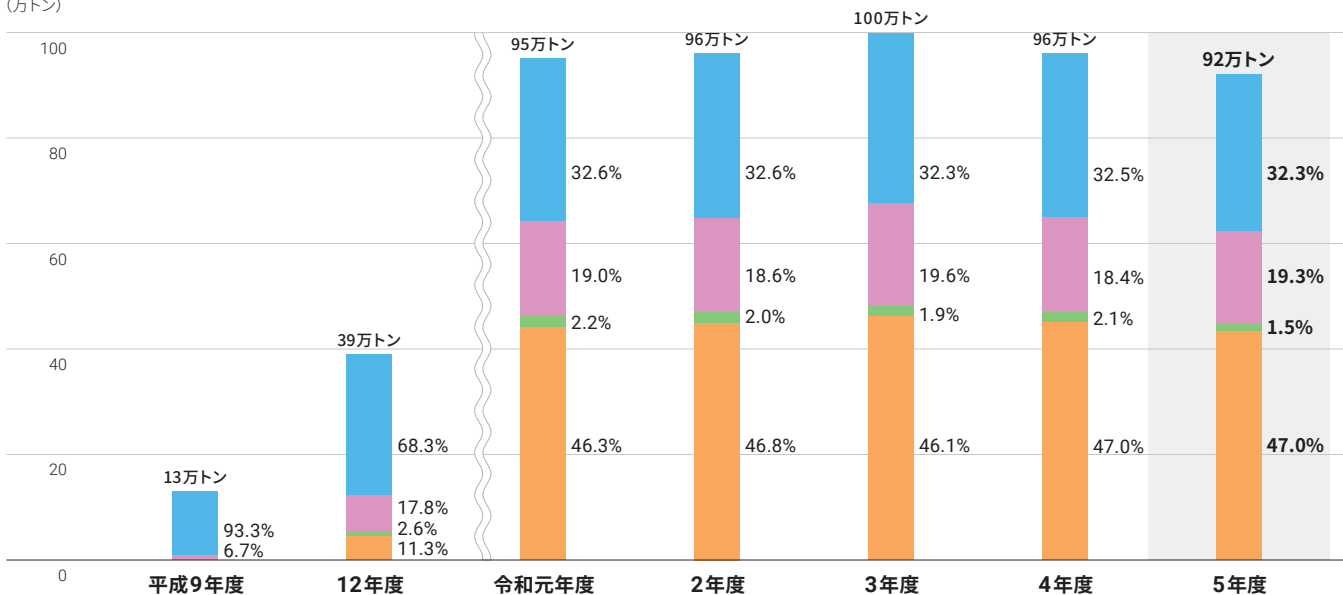
## ● 再商品化製品販売量

計 **92万トン**

## ● 再商品化製品販売量実績

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック

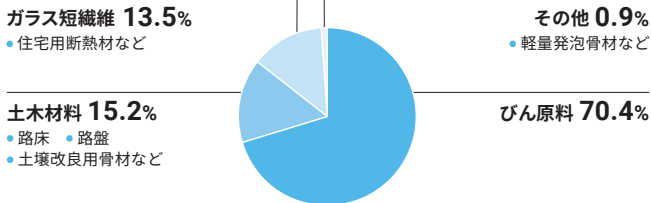
(万トン)



## ● 令和5年度引取分の再商品化製品利用状況

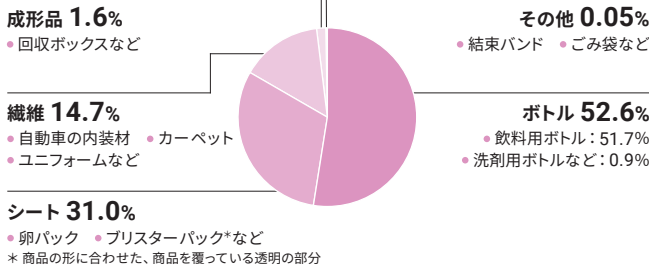
### ■ ガラスびん

協会の引取実績量: **314,246トン**  
 再商品化製品販売量: **296,827トン**



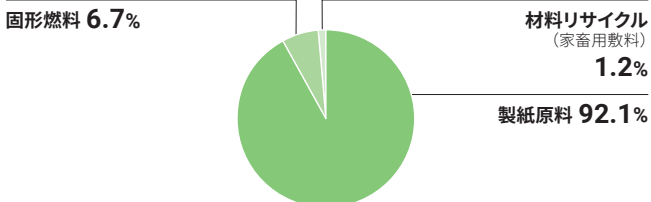
### ■ PETボトル

協会の引取実績量: **204,969トン**  
 再商品化製品販売量: **177,056トン**



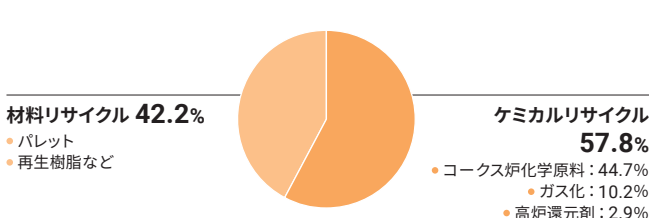
### ■ 紙製容器包装

協会の引取実績量: **13,898トン**  
 再商品化製品販売量: **13,867トン**



### ■ プラスチック製容器包装

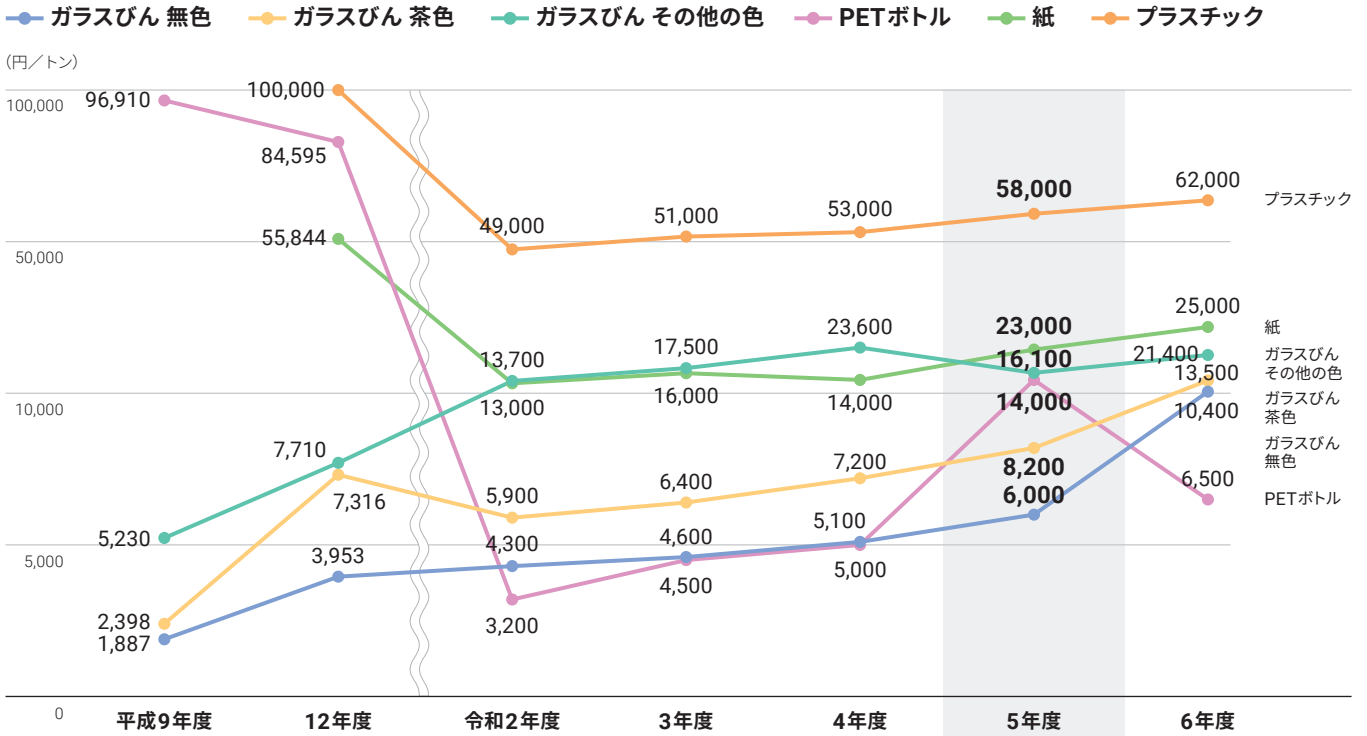
協会の引取実績量: **655,810トン**  
 再商品化製品販売量: **431,797トン**



# 再商品化実施委託関連

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

## ● 再商品化実施委託単価



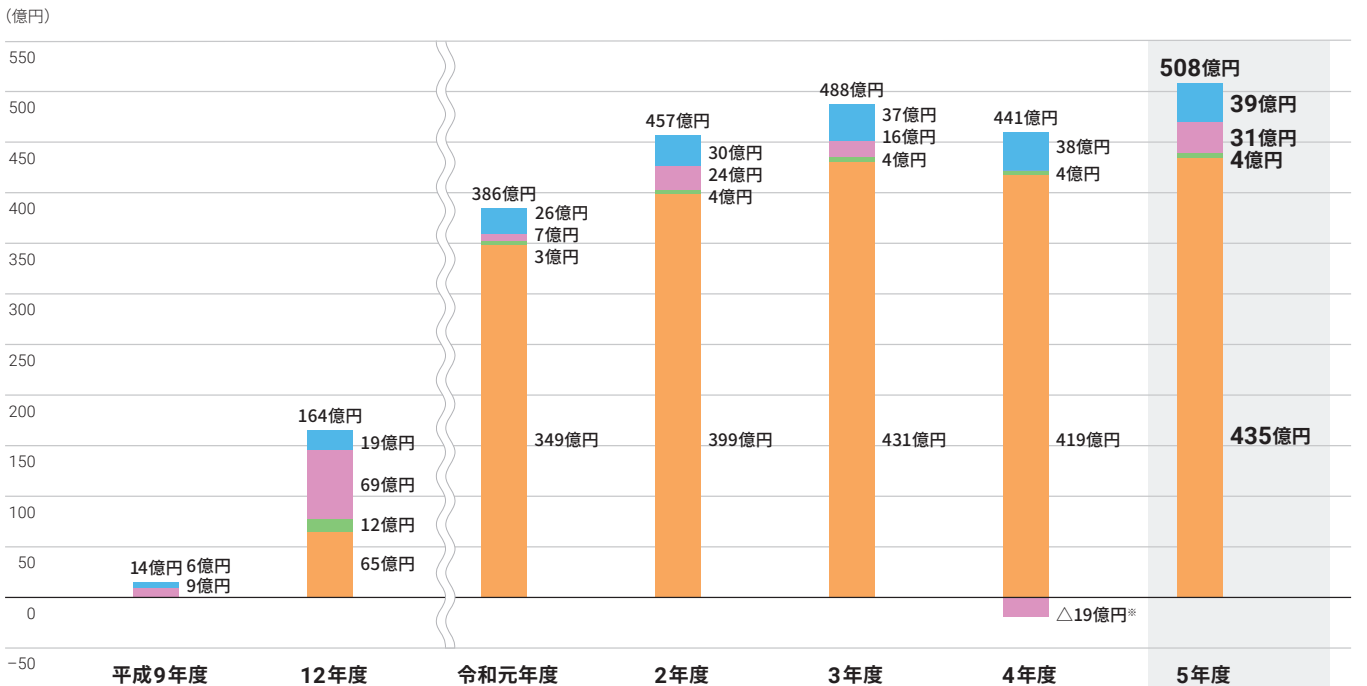
※ 消費税抜きの単価です

※ 令和6年度の再商品化実施委託単価は令和5年度に決められたものです

## ● 再商品化実施委託料 特定事業者 → 容り協

**508**億円

### ■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック

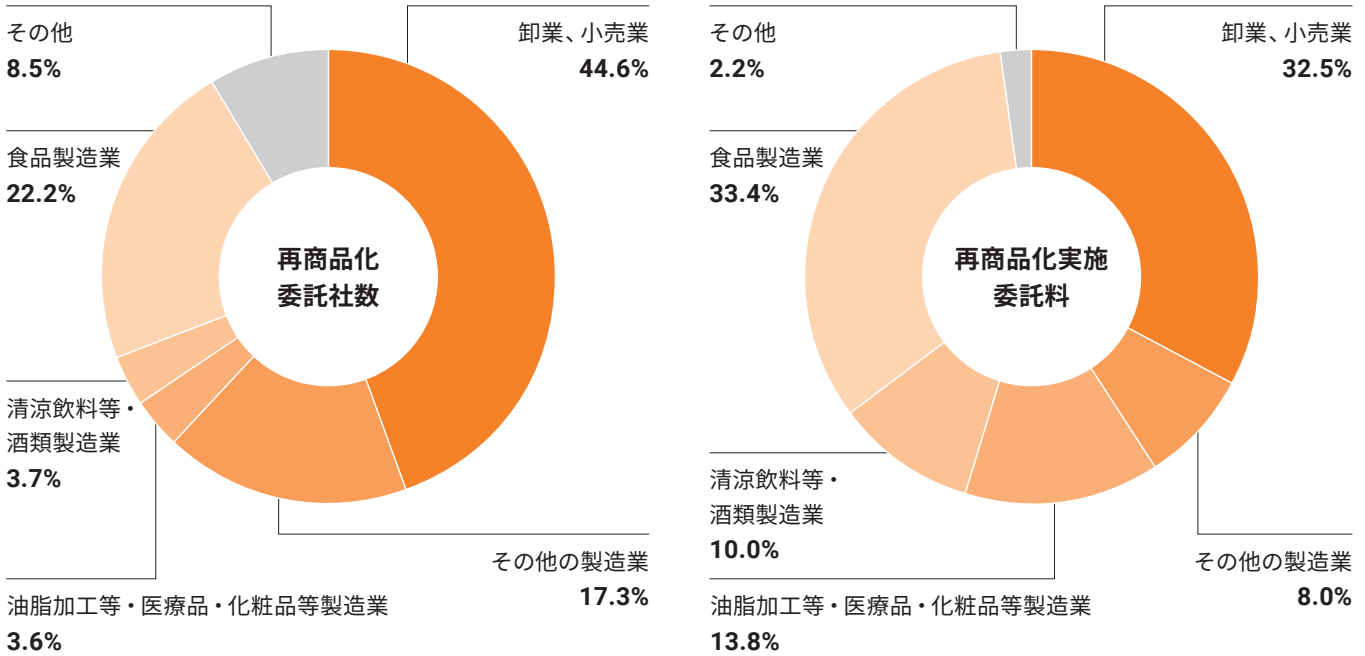


※ 年度終了後、当該年度における再商品化実施委託事業に要した総費用と、特定事業者が負担した再商品化実施委託料金(予定金)総額との間に生じる過不足について精算を行います。精算によって返金される場合と、追徴される場合があり、返金額が負担額を上回った場合はマイナスで表記しています





## ● 特定事業者業種別構成



※ 再商品化委託社数は一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っているコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等は1社としてカウントし計17,185社の構成になります

## ● 特定事業者申込社数

# 79,430社

(単位：社)

	平成12年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
<b>■ ガラスびん</b>	3,803	3,053	2,992	2,968	2,942	<b>2,911</b>
■ (無色)	(3,208)	(2,608)	(2,562)	(2,525)	(2,487)	<b>(2,464)</b>
■ (茶色)	(1,722)	(1,324)	(1,300)	(1,277)	(1,262)	<b>(1,234)</b>
■ (その他の色)	(1,548)	(1,089)	(1,072)	(1,053)	(1,035)	<b>(1,018)</b>
<b>■ PETボトル</b>	962	1,222	1,224	1,199	1,179	<b>1,162</b>
<b>■ 紙</b>	41,206	67,603	66,852	66,602	66,872	<b>66,446</b>
<b>■ プラスチック</b>	56,944	80,092	79,031	78,875	78,781	<b>78,136</b>
<b>総数</b>	<b>59,449</b>	<b>81,555</b>	<b>80,422</b>	<b>80,253</b>	<b>80,120</b>	<b>79,430</b>

※ 1社で複数の素材を使っている場合もあるため、素材ごとの申込社数の合計と総数は一致しません

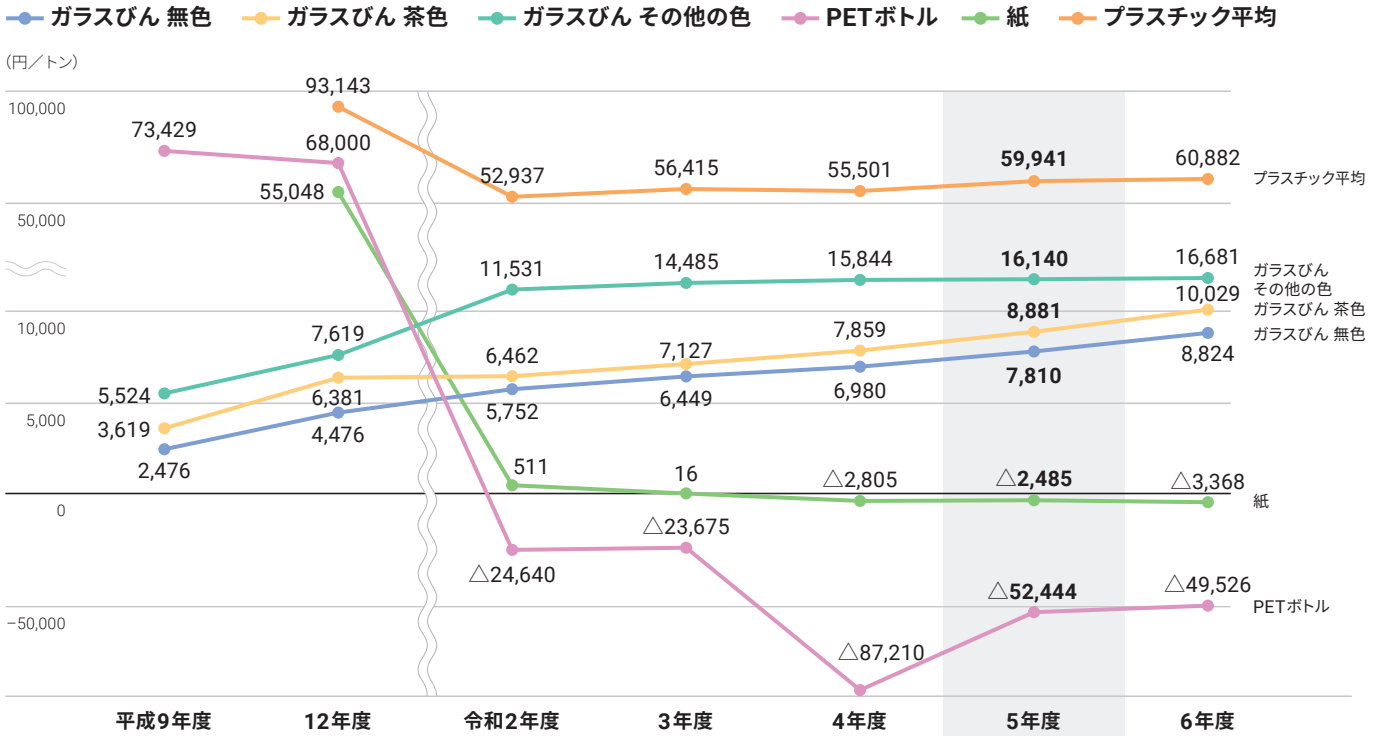
# 再商品化事業関連

落札単価に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます  
[https://www.jcpra.or.jp/recycle/related\\_data/tabid/869/index.php](https://www.jcpra.or.jp/recycle/related_data/tabid/869/index.php)



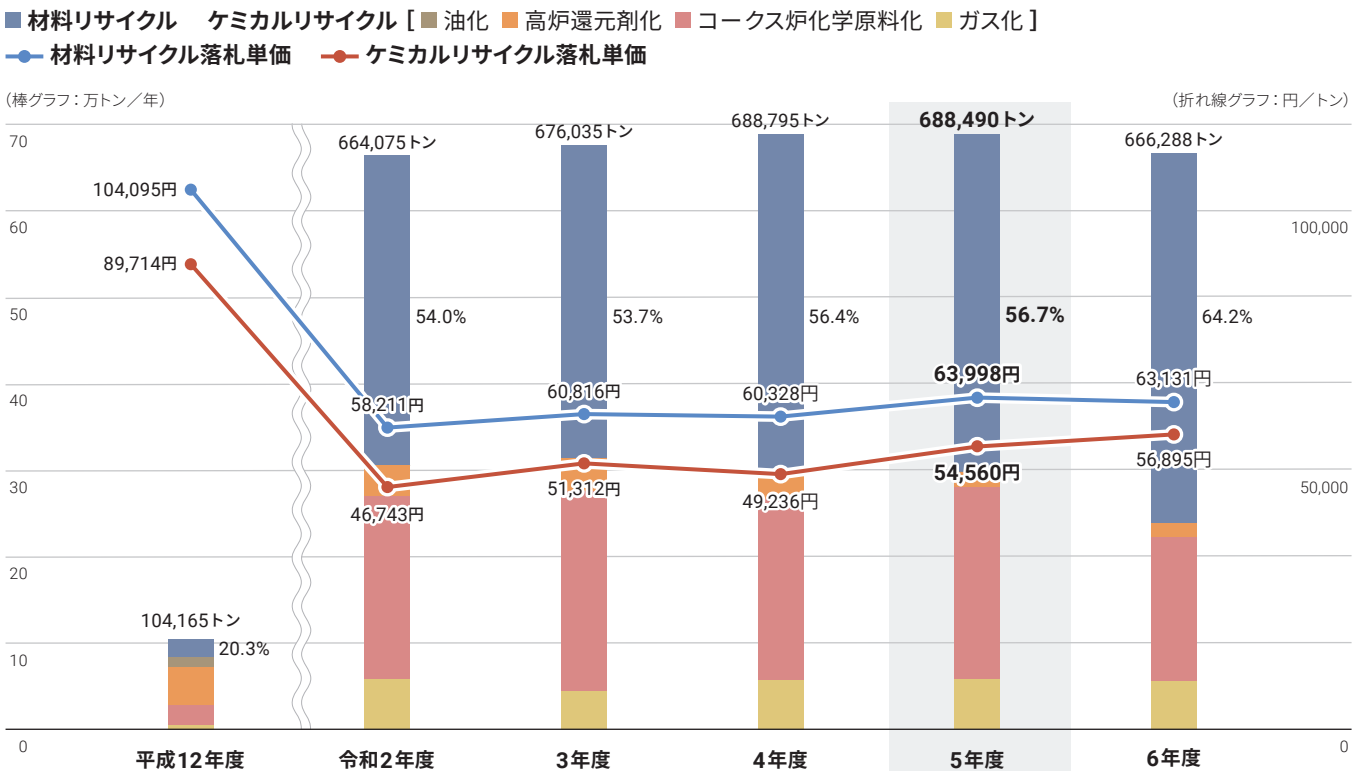
※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

## ● 落札単価(加重平均)



※ 消費税抜きの単価です  
 ※ 令和6年度の落札単価は令和5年度入札の入札結果です  
 ※ 令和6年度のPETボトルは、上半期分(令和6年4月～9月)の単価です  
 ※ 「プラスチック平均」は白色トレイ、容リプラ、製品プラすべての合計です

## ● プラスチック製容器包装 再商品化手法別落札量構成比、落札単価(加重平均)の推移(白色トレイを除く)

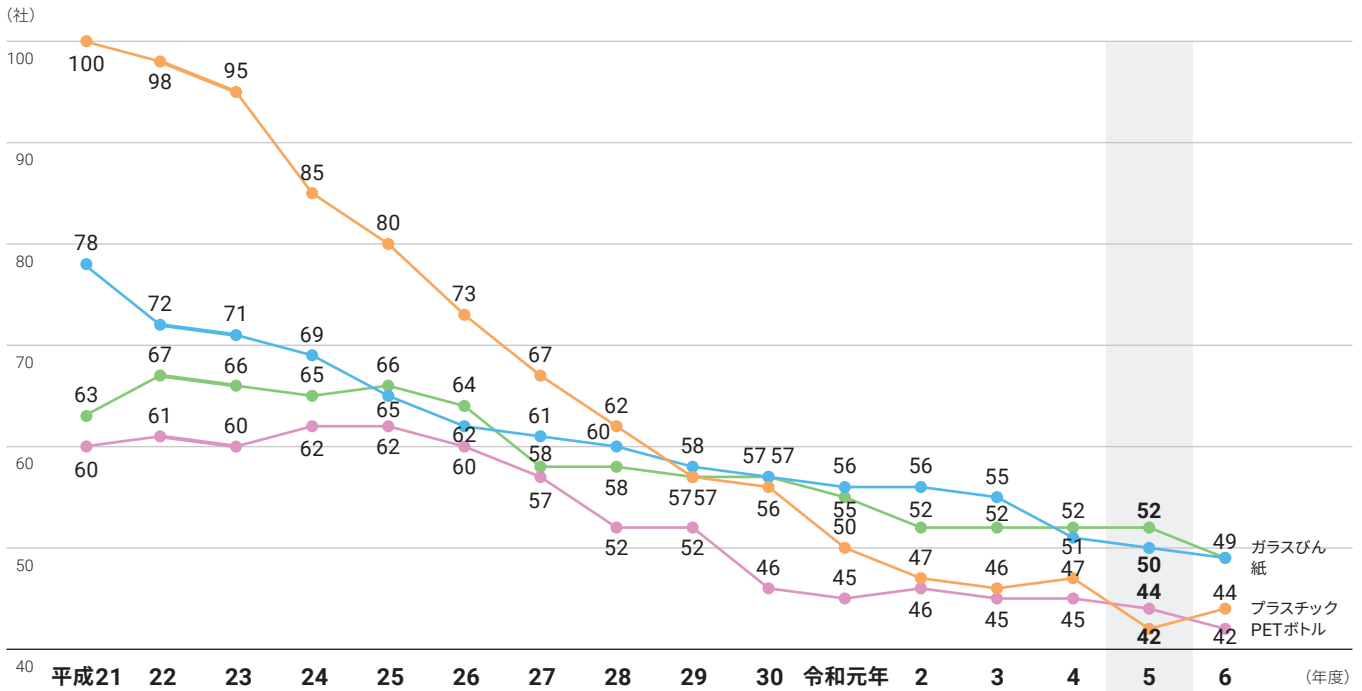


※ 消費税抜きの単価です  
 ※ 令和6年度の落札単価は令和5年度入札の入札結果です



## ● 再商品化事業登録事業者数の推移

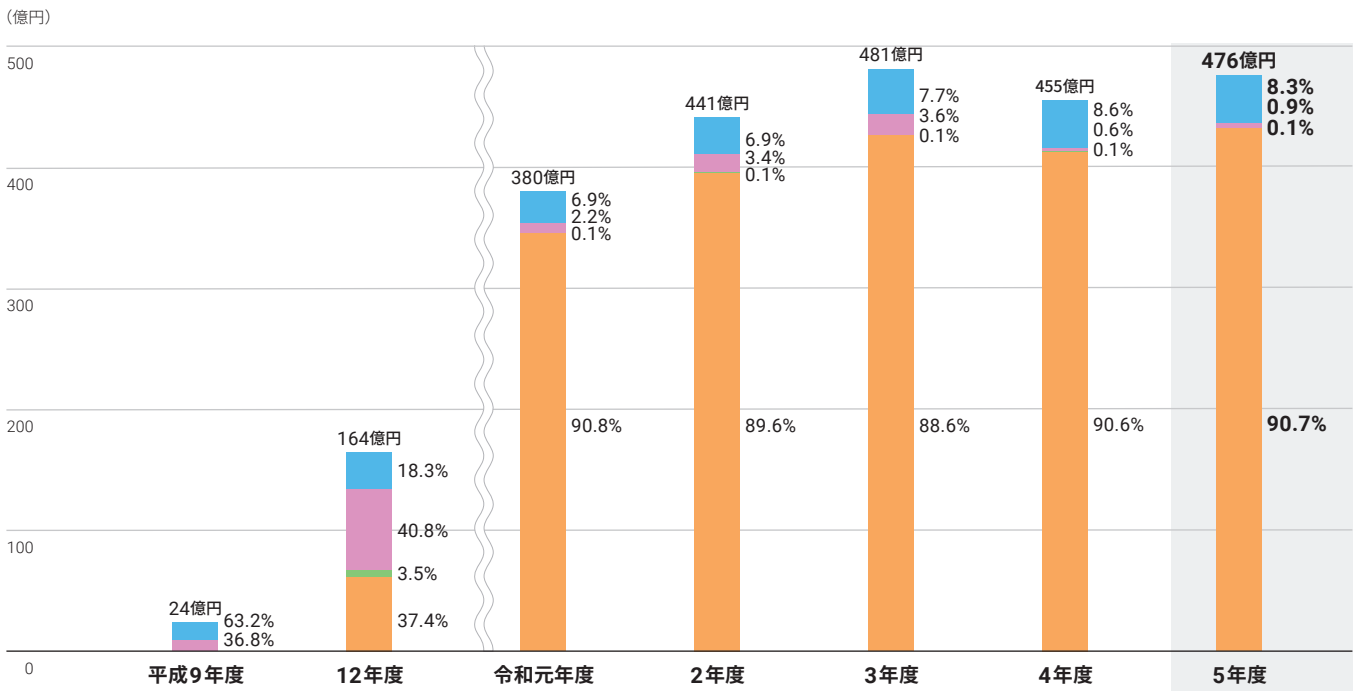
● ガラスびん ● PETボトル ● 紙 ● プラスチック



## ● 再商品化委託費用(逆有償分) 容り協 → 再商品化事業者

**476**億円

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック



※ 令和5年度はプラ新法第33条(認定計画に基づく再商品化)対応分約9億円を含みます



## 容リ協 年次レポート2024 令和5年度 実績報告

2024年8月発行

### 編集・発行

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1

郵政福祉琴平ビル2階

企画広報部

Tel. 03-5532-8610

Fax. 03-5532-9698

<https://www.jcpra.or.jp/>

● 禁無断転載



この用紙は、FSC® 認証材および管理原材料から作られています。

### SNS のフォロー、登録はこちら

 X (旧Twitter)



 Facebook



 YouTube

